

◆◆ 届出住宅について ◆◆

住宅宿泊事業を行うことができる住宅は、以下の要件を満たした住宅となります。

届出住宅の要件

● 「人の居住の用に供されている家屋」であること（次の何れかに該当）

- ① 現に人の生活の本拠として使用されていること
- ② 入居者の募集が行われていること
- ③ 随時所有者、賃借人、転借人の居住の用に供されていること（※）

注）店舗など「事業の用に供されている家屋」はお使いいただけません

※ ③ その所有者等が使用の権限を有し、少なくとも年1回以上は使用しているが、生活の本拠としては使用していない住宅が該当します。
具体例）年数回程度利用している別荘、休日のみ利用するセカンドハウス
相続により所有しているが、現在は常時居住していない空き家

● 必要な設備

「台所」、「浴室 ※」、「便所」、「洗面設備」を備えているものとします

※ シャワー室でも可

● 必要な広さ

居室※の床面積として宿泊者1人当たり3. 3m²以上が必要です

※ 宿泊者が専有する部分

● 住宅管理業務の委託

下記に該当する住宅の場合は、その住宅の管理について、「住宅宿泊管理業者 ※」に委託しなければなりません。

- ・「家主不在型」の住宅
- ・「家主居住型」の住宅で、かつ居室の数が5を超えるとき

※ 住宅宿泊事業法第22条の規定により国土交通大臣の登録をうけたもの